

意見書

平成27年9月29日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成27年9月29日に開催した平成27年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業2箇所、街路事業1箇所、河川事業1箇所および砂防事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

2番 一般国道477号西浦^{にしうら}バイパス

4番 一般国道368号仁柿^{にがきとうげ}峠バイパス

2番については、平成18年度に事業に着手し、一定期間の10年を経過して初めての再評価を行った継続中の事業である。

4番については、平成2年度に事業に着手し、平成11年度、平成17年度、平成22年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して4回目の再評価を行った継続中の事業であり、平成27年度第2回審査委員会で継続審議となった。

今回、審査を行った結果、

2番については、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

4番については、第2回委員会で事業の必要性について、より明確な説明を求めた結果、前回の問題点の説明がなされ、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、事業期間が長期にわたることから、事業期間の短縮とコスト縮減を図り、事業の早期完成に努められたい。

(2) 街路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

11番 ^{きんてつなごやせんかわらまちえきふきん}近鉄名古屋線川原町駅付近 ^{れんぞくりったいこうき}(連続立体交差)

当該箇所については、平成18年度に事業に着手し、一定期間の10年を経過して初めて

の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 河川事業 [県事業] 【再評価対象事業】

10番 二級河川^{あいかわこういきかせんかいしゅうじぎょう}相川広域河川改修事業

当該箇所は、平成17年度に再評価を行い平成22年度に河川整備計画の報告がされ一定期間が経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 砂防事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505番 ^{あんざたにがわ}庵座谷川

当該箇所は、平成13年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。